

「集团的自衛権行使を容認した閣議決定に反対し、撤回を求める意見書」の採択等を求める陳情書

2014（平成26）年12月17日

大仙市議会議長 殿

秋田市山王6-2-7  
秋田弁護士会  
会長 加藤

藤

謙



## 第1 件名

集団的自衛権行使を容認した閣議決定に反対し、撤回を求める意見書を政府等に提出することを求める件

## 第2 陳情の趣旨（要旨）

大仙市議会が、政府に対し、住民の平和的生存権を守り、立憲主義を堅持するため、憲法の解釈変更による集団的自衛権行使容認を決めた閣議決定に反対し、右閣議決定の撤回を求める意見書を提出することを採択していただくよう陳情致します。

## 第3 陳情の理由

### 1 閣議決定とその問題点

安倍内閣は、本年7月1日、集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を行いました。

集団的自衛権は、日本が攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって他国（同盟国等）への武力攻撃を阻止しようとするものです。その行使を容認することは、他国領土や海外での武力行使の途を開くものであり、憲法前文及び第9条の恒久平和主義と相容れないものであります。そのため、歴代の内閣も、集団的自衛権の行使は憲法第9条の許容するところではないということを繰り返し確認してきたところであります。

今回の閣議決定では「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」等の文言で集団的自衛権の行使を限定するものとされています。しかし、これ自体、極めて幅の広い不確定概念であり、時の政府の判断によって恣意的な解釈がされる危険性が大きいものです。これまで自衛権行使の要件の核心とされてきたのは「我が国に対する急迫不正の侵害があること」というものでありましたが、本閣議決定の内容はこの限定を解き、我が国に対する急迫不正の侵害がない場合にも、政府による武力行使の途を開くものであり、これまでの日本国憲法の下で、戦争をしない平和国家である日本という国の在り方を根本から変えることとなります。

このような憲法の基本原理に関わる重大な変更を、憲法改正手続を経ることなく、憲法に拘束される内閣が閣議決定で行うということは、立憲主義を真っ向から否定するものです。

### 2 各地方議会の対応

閣議決定前の本年6月29日の東京新聞の報道によると、同月28日時点で、閣議決定による集団的自衛権行使容認に対しては、190議会が反対又は慎重な対応を求める意見書が可決されています。秋田県においても、6月26日に男鹿市議会が反対の意見書を採択しております。

### 3 閣議決定後の動き

政府は、閣議決定の中で、実際に自衛隊が活動を実施できるようにするためには、根拠となる国内法の法案の作成作業を開始することとし、十分な検討を行い、準備が



でき次第、国会に提出し、国会における御審議を頂くとしています。今後、自衛隊法などの関係法令の改正や新たな立法措置を取ることを明言しています。

また、本年10月8日、日米両政府は「日米防衛協力のための指針」いわゆる「日米ガイドライン」改定の間接報告を発表しました。今回改定されようとしている「日米ガイドライン」は、「周辺事態における後方地域支援」という地理的および権限の制約を取り払い、地球のあらゆる場所での日米共同の武力行使、集団的自衛権行使を可能にさせようとするものであります。

このように、政府は、国民の意見を置き去りにした形で集団的自衛権行使容認の既成事実を積み上げようとしています。

#### 4 反対の必要性

上記のとおり、本閣議決定には憲法上の大きな問題があり、このまま既成事実を積み上げて集団的自衛権行使を可能とする関係法令の改正に突き進むことに対し、地方議会としても反対の意思を表明する必要があります。

#### 5 結び

以上の理由により、国民（住民）の平和的生存権を守り、立憲主義を堅持する観点から、貴議会に陳情致します。